

# 気を付けたい ルールと マナー

海や川でのレジャーは楽しいものですが、残念なことに、一部の心ない人達のルール違反やマナー違反により、漁業生産活動を妨げたり地域の人々の生活に支障を与えているケースが少なくありません。

ここでは、皆さんに是非守っていただきたいルールやマナーのうち、代表的なものを掲載します。

レジャーはマナーを守ることが大切です。

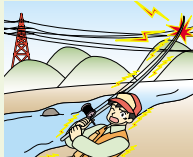
## 共通

- ・密漁は禁止されています。絶対にしてはいけません。
- ・天候・海況だけでなく自分の体調にも配慮し、どんな時でも安全に気を付けましょう。
- ・ゴミはポイ捨てせずに、必ず持ち帰りましょう。
- ・漁港等での迷惑駐車は、漁業活動に大きな支障を与えるのでやめましょう。
- ・漁業活動や他の船舶の航行を妨げないように注意し、漁具には近づかないようにしましょう。
- ・台風が近づいているときや津波のおそれがあるときは、海や川などでのレジャーは危険ですのでやめましょう。



## 釣り

- ・小さな魚はリリースし、数を競わない釣りをしましょう。
- ・漁業施設に釣り針を引っかけないように気を付けましょう。
- ・電線の下を通過するときは、感電のおそれがあるので釣り竿をたんでから通過しましょう。
- ・釣り糸が電線に掛かった場合はむやみに触れず、電力会社に連絡しましょう。
- ・釣りをするときはライフジャケットを着用して安全管理に心がけましょう。



## PB・遊漁船

- ・港を利用する場合は許可が必要です。管轄する市町村役場などに問い合わせてください。
- ・航行ルールを守ってください。
- ・沖合の漁具に係留してはいけません。また航行の際は、漁具のロープやボンテン（浮き）などを引っかけないように注意しましょう。



## ミニボート

- ・近年、手軽に楽しめるボートとして急速に普及する一方で、海難事故も増加しています。免許や検査が不要なミニボートもひとたび海に出れば、他の船舶と同じように海上の交通ルールが適用されます。
- ・ミニボートの適正利用についての詳細は、次のホームページを参照ください。  
<http://www.mlit.go.jp/maritime/senpaku/miniboat/>

## 水上バイク

- ・遊泳者や船の近くで無謀な運転をしてはいけません。大事故の原因となります。



## ダイバー

- ・潜水する場所は、事前に最寄りの漁業協同組合に確認してください。
- ・器材の点検や整備を怠らないようにしましょう。
- ・定められた講習を受けてください。
- ・単独行動は慎み、バディシステムを守りましょう。
- ・水産動植物に触れたり、餌を与えたりしてはいけません。岩や石なども動かさないようにしましょう。
- ・国立公園等の区域内では特別なルールがある場合があります。事前に確認し、ルールを遵守しましょう。



# やめて!! 外来魚の 移植放流

ブラウントラウト等の外来魚はもともと日本国内には生息しない魚ですが、食用や観賞用、または釣りの対象魚として持ち込まれ、主に人の手を介してその生息域を拡大しています。




これらの魚種は、魚食性が強いなど、在来種への影響が懸念され、本来あるべき生態系を脅かす存在になっています。

ここでは、内水面漁業調整規則で移植放流を禁止している外来魚及び平成17年6月より、外来生物法で特定外来生物に指定された外来魚を紹介します。

万が一これらの魚を釣り上げた場合は、最寄りの(総合)振興局水産課または道庁漁業管理課にご連絡ください。

## 北海道内水面漁業調整規則

### 移植放流禁止魚

		
ブラウントラウト	カムルチー	カワマス
原産地 イギリス諸島を含むヨーロッパ、 西アジア及びアフリカ大陸北部	原産地 黒竜江水系から揚子江付近までの 中国大陸及び朝鮮半島	原産地 北米北東部

この規則に違反してこれらの外来魚を移植放流した場合には、6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科されます。

### 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 「略名称:外来生物法」(環境省・農林水産省)

		
オオクチバス	コクチバス	ブルーギル
原産地 北米大陸 東中央部	原産地 北米大陸 東南部	原産地 北米大陸 東南部

### 外来生物被害予防3原則

- ◆ 入れない
- ◆ 捨てない
- ◆ 拡げない


ウチダザリガニ
原産地 北米北西部

など

特定外来生物は許可を受けずに『飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡・輸入・野外に放つこと』などを行うことが**禁止されています**。

※これらの項目に違反した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金が科され、又はこれらが併科されます。

外来生物法ホームページ <http://www.env.go.jp/nature/intro/>

外来生物法に関する詳細については環境省にお問い合わせください。